

事 務 連 絡

令和4年10月7日

住宅関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課
国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当） 付

悪質リフォームに関する注意喚起について（協力依頼）

日頃より住宅生産行政及び住宅瑕疵担保対策行政に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、住宅リフォーム工事が消費者が安心して工事を行うことができる環境を整備するとともに、消費者が住宅リフォーム工事に関するトラブルに巻き込まれることを防止するため、消費者庁と連携した悪質な点検商法等に関する注意喚起、消費者向け相談体制等の活用の促進、住宅リフォーム事業者団体登録制度等の取組を進めてきております。また、本年10月1日よりリフォーム等に関する瑕疵保険に加入した既存住宅に係る紛争を住宅紛争処理の対象とする等さらなる取組の強化を図ることとしております。

一方、このような対策については、本年6月の脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の成立等を踏まえ、省エネ改修の機運の高まりに乗じた悪質リフォームが増加することがないように、より一層の対策の強化が求められております。

今般、消費者へ悪質リフォームに関する注意喚起を図るため、別添1のとおりチラシを作成しましたのでお知らせするとともに、貴団体におかれては、窓口における設置等により注意喚起へのご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、同様の内容について、国土交通省から別添2のとおり都道府県・政令指定都市住宅生産行政担当部局にも周知している旨を申し添えます。

<担当>

国土交通省住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当） 付

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8492（夜間直通）

担当：企画専門官 山尾（内線39-454）

検査係長 巻田（内線39-448）